

阿賀野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 8 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市規則第 3 6 号

阿賀野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（令和 5 年阿賀野市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表 1 の項中「生活保護法」の次に「（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）」を加え、同表に次のように加える。

8	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものによる住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）の登録、更新、削除又は応答に関する事務（以下「住登外者宛名情報管理事務」という。）
9	住登外者宛名情報管理事務

第 4 条の表 1 6 の項から 2 1 の項までを次のように改める。

1 6	阿賀野市妊産婦医療費助成に関する条例及び阿賀野市妊産婦医療費助成に関する条例施行規則による受給者証交付の申請、助成の申請及び受給者に係る変更等の届出に関する事務	当該事務に係る助成対象者に係る次に掲げる情報 （１） 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報 （２） 外国人生活保護関係情報 （３） 健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）、船員保険
-----	--	--

		法（昭和 1 4 年法律第 7 3 号）、私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）、国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。） （4） 住登外者宛名情報
1 7	阿賀野市特定不妊治療助成事業実施要綱による助成の申請に関する事務	（1） 当該事務に係る助成対象者に係る医療保険給付関係情報 （2） 住登外者宛名情報
1 8	阿賀野市不育症治療費助成事業実施要綱による助成の申請に関する事務	（1） 当該事務に係る助成対象者に係る医療保険給付関係情報 （2） 住登外者宛名情報
1 9	阿賀野市重度心身障害者医療費助成に関する条例による受給資格の申請、受給資格の更新の申請、助成の申請、受給者証返還の届出及び助成金の返還に関する事務	当該事務に係る助成対象者に係る次に掲げる情報 （1） 地方税法その他の地方税に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）

		(2) 医療保険給付関係情報 (3) 住登外者宛名情報
20	阿賀野市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び阿賀野市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則による受給者証交付の申請、受給者証の更新の申請、受給者に係る変更等の届出、受給者証返還の届出及び助成金の返還に関する事務	当該事務に係る助成対象者に係る次に掲げる情報 (1) 地方税関係情報 (2) 医療保険給付関係情報 (3) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第13条各号に規定する情報 (4) 住登外者宛名情報
21	阿賀野市子ども医療費助成に関する条例及び阿賀野市子ども医療費助成に関する条例施行規則による受給者証交付の申請、助成の申請、受給者に係る変更等の届出及び助成金の返還に関する事務	(1) 当該事務に係る助成対象者に係る医療保険給付関係情報 (2) 住登外者宛名情報

第5条の表に次のように加える。

2	住登外者宛名情報管理事務	住登外者宛名情報
---	--------------	----------

附 則

この規則は、令和8年12月21日から施行する。